

J R 東海 労申 第 1 1 号
2 0 2 1 年 9 月 2 1 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

労働基準法に違反する会社への出向の中止と取り消しに関する申し入れ

9 月 1 0 日、東京第二運輸所の組合員が、J R 東海が就業規則第 2 8 条の 2 に基づく出向先とした出向会社と面談した。

この面談には、人事課課員及び人材開発室室長の 2 名も同席した。この面談において出向先会社の担当者から、明らかに労働基準法に違反する勤務内容が説明され、さらにその内容は J R 東海との取り決めに基づくものであると説明した。しかし、同席した J R 東海の課員及び室長の 2 名は、説明された勤務内容について訂正を求めることをしなかったのである。これは J R 東海も労働基準法違反の勤務内容である事を承知した上で勤務内容を容認したのであり、法律違反において同罪である。従って下記の内容を申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 労働基準法を違反する会社への出向を直ちに中止すること。
2. 労働基準法に違反する勤務内容を説明した会社へ出向は、すべて取り消すこと。

以 上